

佐西企第278号
令和2年7月1日

指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止処分について

佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者
(株)古賀住設 代表取締役 古賀恭治 様

佐賀西部広域水道企業団
企業長 秀島 龍介

佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、
次のとおりその事業者の指定の効力を停止する。

指 定 番 号	第 91 号
事 業 者 名	(株)古賀住設
所 在 地	福岡県久留米市東合川5丁目6番29号
代 表 者 名	代表取締役 古賀恭治
電 話 番 号	0942-44-8880
指定の効力の 停止理由	武雄市橘町地内にて、給水装置工事を無届けにて施工し、 水道メーターの設置をせず無断通水したため。
指定の効力の 停止期間	令和2年7月1日から令和2年12月31日まで (期間6ヶ月間)

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀西部広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌

日から起算して6か月以内に、佐賀西部広域水道企業団（訴訟において企業団を代表する者は企業長になります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。